

第1回栃木市自治基本条例市民会議 議事概要

日 時： 平成22年10月12日（火）午後7：00～9：00

場 所： 市役所 3階 正庁

出席者： 市民会議委員 59名、オブザーバー（西方町）5名

市長、尾上総務部長

事務局：高橋総務課長、増山課長補佐 他7名

1. 開 会

2. あいさつ（鈴木市長）

- ・新市としての新しい観点を加えた誇るべき自治基本条例を制定したい。
- ・自治基本条例は、その自治体の方向性を示すものであり、また、まちづくりの指針ともいえるものである。
- ・今回の市民会議は、ある程度、期間を決めてご検討いただきたい。

3. 委嘱状交付

4. 市民会議設置要綱の説明（事務局説明）

5. 委員紹介（全員紹介）

6. 委員長・副委員長の選出

- ・事務局一任との声があり、事務局から委員長に児玉博昭氏、副委員長に平井良三氏を提案したところ、拍手多数で承認された。

7. 議題

（1）今後の進め方について

会議の進め方について

○自治基本条例制定の基本方針について説明（事務局）

○委員

- ・条例の検討方法として、全員で検討を行う方法と、各分野に分かれて行う方法と2通りの方法があると思われる。従前の大平町、栃木市はどうだったのか。

（事務局）

- ・旧栃木市の第2次市民会議では、全体会議の他に策定委員会等を設置し、10名程度の委員に議論を行ってもらい、その結果を全体会議に報告して検討を行った。全体会議は総勢約40名を5、6名のグループに分けて、策定委員会で検討された結果を議論し、その結果をそれぞれ発表し、全体の意見や方向性を決定した。
- ・大平町の自治基本条例市民会議は20名程度だったため、分科会等は設けず、全体会議のみで検討を行った。

○委員長

- ・今回は人数が多いことから全体の会議は難しい。そこで、分科会ということになると思われるが、どういう切り口で分科会を設けるかということが問題。
- ・この会議は、合併して間もない市においての市民会議であり、ここで旧市町ごとの部会を設けても意味がない。今まで地区が異なっていたため意見交換の場がなかった者同士で女性団体の分科会や人権の分科会、教育に関する分科会等、地域を横断した分科会を設けてはどうかと思う。
- ・事務局から示された基本方針は、あくまでも栃木市（行政）として進めていくためのもので、特に市民会議の進め方については自分たちで決めていきたい。

○委員

- ・栃木市には数多くの条例があり、今回の自治基本条例は、それらの上位の基本理念というものを作るわけであるから、理想が高く、内容が豊かなものでなくてはならない。職員給与等の細かい内容のことについて議論するより、今話題になっている首長と議会に焦点をしばって検討を行っていくべきではないだろうか。
- ・委員はほとんど初対面のため、編成に関しては事務局に一任したい。
- ・議論を活発に行うためにも、市長のマニフェストや総合計画、議会で作成している議会基本条例、議会の議事録等の情報を提供してもらいたい。
- ・スケジュール優先なのか、審議優先なのか確認したい。

議会基本条例及び議員の関わり方について

○委員（議会選出）

- ・旧栃木市の自治基本条例市民会議に参加したが、議員はオブザーバー的な立場として参加しており、あくまでも進行は市民が中心だった。その後、旧栃木市議会においても議会基本条例制定の機運が高まり、制定に至った。

現在、新市の市議会に検討委員会を設けて、議会基本条例の制定に向け進めている。今回、議会からは31名の議員のうち5名が市民会議に参加しているが、5人で議会基本条例について情報提供を行いながら、自治基本条例との整合性を取って行きたいと考えている。

○委員長

- ・市民会議を行うに当たって、議員については積極的に参加するべきか、否かの二通りの選択肢がある。この会議に議員はどう関わっていくべきか意見をいただきたい。

○委員

- ・議員と市民の意見が対立し、議論が進まないような事態に陥るようであれば参加はしないほうがいい。会議での意見を議会に持ち帰って審議が深まるようなことがあるなら参加してもらう意味はある。
- ・旧栃木市の第2次市民会議に参加したが、一般市民も市職員や議員に気後れすることなどなく、むしろより一層勉強しながらやっていった。かなり大変だったが期限を決めて完成させられたのは、議員、職員、市民が力を合わせてやれたからではないかと思う。
旧栃木市の市民会議の例から考えれば、議員の参加の問題や、スケジュールの問題はあまり心配することではないと考える。

まとめ

○委員長

- ・分科会を設けるかどうかなどの会議の進行については、10月20日までの意見を踏まえた上で、事務局と相談し検討する。
- ・自治基本条例へ認識を深めるため、次回は全体会議で勉強会を行う。
- ・条例の作成については、自治の基本的なことから中心に議論を進めて行き、あまり細かい内容については議論をしないようにしたい。どういった内容について議論するかは、後日アンケートを取るなり、大まかなものを提示するなりしていきたい。
- ・議会基本条例についての情報提供は、議員に協力をお願いしたい。
- ・職員や議員は市民に気兼ねなく積極的に意見を出してもらいたい。市民はそれに負けずにより一層活発に意見を出してもらいたい。
- ・スケジュールに関しては2年後の制定を目指し、この市民会議では1年間で検討していきたい。
- ・条例を制定するまでより、制定後の方が重要と考える。条例制定後にきちんと見守り、意図した方向へ向かわせることができるモニタリングの仕組みが重要。市民会議が素案を提出した後はどうやってモニタリングしていくか意見交換していきたい。

以上